

報告第9号

専決処分の報告について

市が支払督促の申立てを行った児童扶養手当過払金返金請求事件に関し、債務者から督促異議の申立てがあったことから、当該事件に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月30日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

児童扶養手当過払金返金請求事件に関し、訴えを提起することについて、令和2年9月9日に専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものである。

専決処分書

児童扶養手当過払金返金請求事件に関し、訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

- 1 相手方

米原市個人情報保護条例第3条および第9条の規定により、住所の番地と氏名は掲載しておりません。
--
- 2 事件名 児童扶養手当過払金返金請求事件
- 3 事件の内容および請求の趣旨
 - (1) 相手方は、平成23年2月分から児童扶養手当を受給していたが、平成27年8月の現況届提出時に公的年金を受給している供述があった。児童扶養手当は、公的年金との併給が認められない（ただし、平成26年12月分からは、公的年金の給付額（月額相当額）が児童扶養手当の給付額（月額）を下回る場合、その差額分を受給することができる。）ため、日本年金機構彦根年金事務所に照会したところ、相手方は平成25年9月分から公的年金を受給していることが判明した。
 - (2) 児童扶養手当の給付に当たっては、毎年8月に受給者から所得状況等を記載した現況届の提出を受け、その受給資格を確認している。平成25年8月および平成26年9月に相手方から提出された現況届を確認したところ、公的年金受給状況欄は「受給資格がない」とされていた。
 - (3) このことから、市は、相手方の児童扶養手当の受給資格を平成25年8月31日で喪失したことを平成27年9月18日に通知し、あわせて公的年金との併給となり過払いとなった平成25年9月分から平成27年7月分までの児童扶養手当581,480円（平成26年12月分から平成27年7月分までのうち、公的年金の給付額（月額相当額）が児童扶養手当の給付額（月額）を下回ることはなく、差額支給分はなかった。）の返還を求め折衝を行ってきたが、相手方は現況届提出時の市の説明不足等を理由に返還に応じなかった。
 - (4) 市は、令和2年8月13日、相手方に対して過払いとなった児童扶養手当581,480円の支払督促を求める申立てを長浜簡易裁判所書記官に行った。この申立てに対して、相手方は、令和2年8月25日に督促異議の申立てを長浜簡易裁判所に行ったことから、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、市による支払督促の申立てのときに訴えの提起があったものとみなされたものである。
 - (5) 当該訴えに係る費用は、相手方にその負担を求める。
- 4 事件に関する取扱い

本件については、必要に応じて、和解および上訴をすることができるものとする。

令和2年9月9日

米原市長 平尾道雄